



ぬまづ民商ニュース 8/29より

婦人部 所得税法第56条の取り組み
清水町の広報で取り上げられる

5月23日、清水町議会に対し婦人部の鷲見孝枝さんと共に所得税法56条廃止の意見書の提出を求める請願を行い、その内容や回答が7月の清水町広報・清水町議会だよりに掲載されました。採択こそされなかったものの、この法律の不当性や周知に役立ちました。紹介議員にもなって頂いた二人の清水町議会議員の方のコメントを紹介します。

吉川清里議員

同一労働同一賃金の観点からも、税申告形態の違いだけで給料が認められないのは不公平ではないか。事業の次世代への継続のためにも、家族に人間らしい対等な給料を認めるべきと考える。

森野善広議員

働いている限りは、どのような税法上であつても賃金はきちっと認められるべきである。56条では女性だけでなく、家族の労働も認められない。56条は働いている人の賃金を認めない法律になっている。

「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出を求める請願

請願者 沼津民主商工会婦人部
紹介議員 森野善広
吉川清里

請願要旨
所得税法第56条は、「白色申告をする自営業者の場合、生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事したときの人員費は必要経費に算入しない」とする内容です。事業主が所得控除される配偶者86万円、家族50万円が家族従業者の年収とみなされ、社会的、経済的に自立できない状況であるため、自営業者の妻や家族の賃金を正当に評価し認めるよう、56条の廃止を求める意見書を国に対して提出することを求めるものです。

賛成3人 反対10人
採決の結果、不採決
賛成3人 反対10人
採決の結果、不採決

賛成
同一労働同一賃金の観点からも、税申告形態の違いだけで給料が認められないのは不公平ではないか。事業の次世代への継続のためにも、家族に人間らしい対等な給料を認めるべきと考える。
(吉川清里 議員)

反対
「働き分への正当な評価と報酬」を訴えるのであれば、正当な事業の運営、経営と適切な経理をし、経済活動を行うべきと考える。恣意的な所得分割の手段に利用されないために56条が存在しているのであって、女性差別のために存在しているのではない。
(榎原直紀 議員)

第1回臨時総会
4月26日に開催された臨時総会で、今年度から施行された脱税防止法に賛否を問うた結果、賛成議員を選出しました。

清水町議会からは、左記2名の議員が、職責伊豆沼津組合議会の議員となります。任期は町議会議員の任期と同じです。

秋山 治美
原 喜久雄

第12回夏期研究集会・岐阜

8月20(土)〜21(日)岐阜県長良川国際会議場・岐阜大学にて夏期研究集会が開かれました。1日目は小規模企業を主役に地域の再生、地場産業と地域づくり、事業継承と経営革新について2日目は諸問題についての分科会が開催されました。参加者の感想を紹介します。

中田聡(事務局)

長良川周辺で活動する比較的若いパネリストの皆さんの地域づくりに対する情熱と知恵を聞くことができました。特に「長良川おんぼく」の取り組みで地元の工芸を復活させ事業主の「やってみよう」をサポートする活動は沼津にも通じるところがあるなど感じました。2日目は分科会で換価の猶予について報告をさせてもらいました。これまでの県内での取り組みや沼津での学習会、集団申請の事、その時の様子など現場に特化した話をさせてもらいました。発言後さっそく質問や問い合わせを頂き、この制度への関心の高さと全国的にはまだまだ周知や活動が進んでいない現状を感じました。貴重な2日間でした。

ぬまづ民商ニュース 9/5より

第25回静岡県商工業交流・研究集会

8月28日(日)静岡市あざれあにて商工業交流・研究集会が開かれました。全体では94名の参加、沼津民商からも10名が参加しました。参加者の感想を紹介しましょう。

北東支部 山本晴美さん

岩崎教授の講演はとてもわかり易く、教えてもらったシンプルな事の大切を自分の仕事にも活かしていきたい。強みを生かしたオリジナルの物作りをしていきたいと思いました。午後はマナー講座に参加して午前中の講演とも共通するよう相手を考える実践的なことを教えることができました。とても楽しかったです。

清水町支部 井深淳さん

先生の話し、とてもわかり易かったです。チェーン展開やベンチャー企業の方などには特に役に立つのではと思うような内容でした。午後の分科会では年齢の高い方の経験豊富な発言が良かった。見た目の割にとってもまじめだった方もいてギャップが面白かったです。1日楽しませてもらいました。

中東支部 廣井仁利さん

教授の話は今の自分には非常にためになりました。ブランドを一本の木に例えた話は自分の事業そのものだと感じ、戻って早速従業員にも話をして自分のやっていることを確認することができました。目的や思いをもってこう言う場に参加すれば必ず得るものはあると思います。講演の内容とただでなくたとえば一緒に参加した会員同士の交流にもなりますしね！

夏の交流会！飲んで！食べて！楽しもう！

8月21日(日)長泉町の桃沢キャンプ場で沼津・三島・田方労組連、沼津民商共催のバーベキュー大会が開かれました。天候にも恵まれ多くの子供連れなどで盛り上がりしました。沼津民商からも青年部の黒川さんや鈴木さんなど5名が参加。夏を満喫してきました。



ぬまづ民商ニュース 9/12より

夏の学習会 in 民宿ニュー白坂 総会方針と憲法を学習 参加34人

9月の4〜5日にかけて沼津民商恒例の「夏の学習会」が開かれました。今年も会場はニュー白坂さん(香貫支部会員)海の見える素敵なロケーションで学習してきました。前半は全商連第52回定期総会方針、常任理事会報告、全商連共済会第24回定期総会方針を読み合わせ、後半は萩原繁之弁護士(香貫支部会員)が「60分でわかる自民党改憲草案と共謀罪」と題して講演を行いました。読み合わせでは中小業者を取り巻く情勢

や民商のありかた、値打ちなどを確認し共済会の制度改善点などを解説。講演では自民党の改憲草案における憲法3原理の重大な変更点や「現行憲法は押しつけ憲法なのか」、今最新の問題「共謀罪」についての解説などがされました。

北西支部 栗田征子さん

いつもこの学習会には参加させていただいているのですが、今回は夫婦で参加させていただきました。主人も「皆さん明るくて良い人ばかりだ、すごく雰囲気がいいね」と言ってくれて私もなんだか嬉しかったです。学習会では気になっていた事などが聞けて今回もとても勉強になりました。夜のお食事もとてもおいしく本当に楽しい1日でした。

原支部 内藤節郎さん

今回もたくさんの方が学習会から参加してくれた。読み合わせもなかなか見慣れない言葉が並ぶ文章を頑張って読んで読んで、萩原弁護士の講演も時間が足りなくてまだまだ聞きたかった。みんなももっと勉強したそうだったし何より楽しそうだった。夜もおいしい料理とお酒で盛り上がりすぎてだいたい夜更かししてしまいました。学習会も懇親会も時間を忘れて楽しむことができました。

北西支部 黒川徳明さん

萩原先生の憲法の講演の中で、自民党の改憲草案では9条の2項が大きく変更され国防軍を保持したり軍法会議の設立が明記されていたりとびっくりしました。そのほか憲法の3原理の条文も、文章ひとつ解釈ひとつとが出ました。萩原弁護士の自民党による改憲草案の話や共謀罪の話はなるほどなど、こうやって変えていくんだなと改めて考えさせられました。1年に1回くらいはこうしてまとめて学習をする機会を持たないといけないなど感じました。財政部も含めて次を見据えた行動が非常に大切な時期にきていると思います。尽力していきたいです。ありがとうございました。

原支部 高橋利男さん

方針を読み込み、共済の制度改善もすっかり知ることが出ました。萩原弁護士の自民党による改憲草案の話や共謀罪の話はなるほどなど、こうやって変えていくんだなと改めて考えさせられました。1年に1回くらいはこうしてまとめて学習をする機会を持たないといけないなど感じました。財政部も含めて次を見据えた行動が非常に大切な時期にきていると思います。尽力していきたいです。ありがとうございました。



ぬまづ民商ニュース 9/19より

9月11日（日）静岡市あざれあ大会議室にて静岡連第1回理事会が開催されました。総会方針の実践と秋の運動を軸に組織拡大の具現化、方針の確立などが話し合われました。午後には分散会も開かれ討議が深められました。参加者の感想を紹介します。



北西支部 常木和信さん

種々の要求を実現する組織の難しさはある。一石を投じてもそれが大きな波になることはなかなか無い。目先・身の丈・まずはそういうところから助けていくべきだと思ふ。税金をとられるのではなく納めるという主権者意識を作っていくべきではない。変えて行かなければいけない所もたくさんあるのでは。

「保険代理店だが、本部からマイナンバーを教えるようにいわれたが拒否した。マイナンバー制度は実質廃止にさせていかないとダメ。」「マスコミの報道はおかしい。NHKは真実を報道していない。」

委員・読者の拡大について

「2000年の会員数1200名が、2016年は600名と半減。市内の事業者数も12000から7000へと減少。会員を拡大するには難しい時代になった。」

「後継者がいるところはいいが、いないところは自分の代で終わる。また、零細業者は、今の現状では後を継がせられない。」

「役員以外の会員は関心がない。ここをどうやって参加してもらえるかが課題だ。役員は役員会や班会で常に声をかけていこう。」

「年齢の高い会員は動きも悪い。若い会員の参加が不可欠だ。」

「以前開催していた民商まつりは広く民商を知らせるのに効果があった。それに変わるものを企画した方がいい。」

清水民商ニュース 8/29より

役員研修で総会方針学び、意見交換行おう！



8月21日（日）に会員のお店を借りて、役員研修を行ない、21名が参加しました。研修終了後、そのお店で懇親会を催し、親睦を深めました。研修は、午後1時30分から始め、5時まで行ないました。第1部では、全商連第52回定期総会方針を読み合わせ、方針の理解出された意見をランダムで紹介しました。

中小業者をめぐる情勢

「消費税増税など、今の安倍政権は歴代で一番ひどい。政治を変えないと我々は生き残れない。」
「大手中心の政策で、我々はつぶされる。小泉政権の時の規制緩和が発端では？」
「福島原発事故の原因さえわからないのに、原発の再稼働や輸出を決めているのはおかしい。」

でいます。たくさん署名を集めましょう。

所得税法第56条の廃止について

川島婦人部副部長から所得税法第56条の問題点について自作のパネルを使って解説されました。

【所得税法第56条】抜粋

「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該事業から受ける対価は必要経費に参入しない。」

この法律は明治時代の古い家父長制度によっており、現代にそぐわない。また、家族の働き分の対価を認めないのは、人権として不適切。国連の人権委からも是正勧告を受けている。所得税法56条は、速やかに廃止されるべき法律です。



藤枝民商ニュース 8/29より

藤枝民商共済会第25回定期総会開催

8月9日（火）、藤枝民商共済会第25回定期総会が藤枝市立青島北公民館にて開催され、24名が出席しました。増田政幸理事長のあいさつでは、「今年5月に行なった健康診断で43%の人が要再検査の結果が出ている。この結果は放置せず、早期に検査や治療にかかってほしい。一人はみんなのために、みんなは一人のために」と助け合いの共済会をアピールしました。来賓あいさつでは、藤枝民商本会の堀江政規会長から民商の抱える年齢構成と高齢化の問題が上げられ、「今こそ民商本会とより一体となって団結していこう」と強調しました。総会議事では役員の方々が分担して、前年度の活動についての報告や新年度の活動方針を発表。決算報告や予算案、役員体制も提案され、満場一致で採択



されました。

昨年の総会で報告した事象で、事業主しか共済会に加入していなかったために夫婦間でも「助けられる人（事業主）と助けられない人（事業主の配偶者や家族）」との垣根が生まれてしまったことを報告しましたが、1年が経過した今総会では、そのご夫婦は今年の集団健診に来た事業主に声をかけ、「免責期間が6ヶ月間に短縮される規約改定がある」と知らせると、「それなら妻（病気がち）も加入させる」と決断し加入してくれて、「助けられる人と助けられない人」との垣根は幸い解消し、夫婦ともども安心した生活に戻れたことが報告されました。

昨年末、藤枝では婦人部との共催で初めて婦人科一点検診に取り組み、また全商連共済会では規約・運営規定の変更により免責期間や入院見舞金申請手続等で計4点が改良され、これらあらゆる点からより民商らしい助け合い精神の共済会運動が前進していることが報告されました。

藤枝民商ニュース 9/5より

広幡班 流しソーメンで懇親会を開催

東支部広幡班は、

8月23日（火）、毎年恒例の暑気払い懇親会を開催。今年も、流しソーメンを行い計8名が参加しました。今期初の懇親会兼班会ということもあり、片山進一・新班長（不動産貸付、68）が夫婦で流しソーメン用のとい竹など道具一式を用意してくれました。また、班員の岩崎茂さん



（中華料理店経営、43）が経営する「中華彩菜」からは、本格的でとても美味しい中華料理の提供もあり、楽しく話に花が咲きました。